

登別市下水道事業経営戦略の概略

1 これまでの経緯

本市下水道事業は、浸水防除や居住環境の改善など、生活するうえで欠くことができない重要な役割を担っているが、今後控える施設の更新や人口減少などにより、厳しい経営環境に置かれることが予想される。

そうした中、市民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供していくためには、中長期的な視点から計画的な経営を行うことが必要であることから、平成28年度に下水道事業経営戦略を策定し、昨年度、令和3年度から令和14年度を対象期間として、経営戦略の見直し及び更新を行った。

しかし、一部試算に誤りが見つかったことから、本年度、改めて収支を試算し、昨年度見直しした経営戦略を修正した。

2 経営戦略の基本的考え方

(1) 経営戦略の構成

経営戦略のうち、『投資・財政計画』は、将来の投資必要額を見込む「投資計画」と、(投資支出も含め)計画期間内の収入支出を見込む「財政計画」からなる中長期的な収支計画である。

また、『効率化・経営健全化の取組方針』は、経営の効率化、健全化に向けた具体的な取組を位置付けるものである。

(2) 試算単位

『投資・財政計画』については、事業単位で試算を行った(公共下水道事業、個別排水処理施設事業でそれぞれ試算を実施)。

(3) 対象期間

「投資計画」には、計画期間と試算期間を設定し、このうち前者については、令和3年度～14年度の12年間、後者については、令和3年度～52年度の50年間とした。また、「財政計画」は、令和3年度～14年度の12年間を対象期間とした。

なお、計画期間については、「投資計画」、「財政計画」ともに、4年毎に前期、中期、後期に区分した。

(4) 計画の見直し及び更新

「投資計画」、「財政計画」ともに、前期4年間の終了年度に、次年度以降12年間の見直し、更新を行うこととした。

3 投資・財政計画について

(1) 投資計画

計画期間については、令和3年度～14年度の12年間に見込まれる事業費を試算した。また、試算期間については、耐用年数などを基に、将来の事業規模を試算した。

①計画期間について

公共下水道事業については、期間中の12年間で総額55.40億円（年度平均4.62億円）の事業を見込んだ。

個別排水処理施設事業については、期間中の12年間で総額1.41億円（年度平均0.12億円）の事業を見込んだ。

②試算期間について

公共下水道事業については、複数のシナリオに基づき期間中の投資額を試算し、施設の健全性、投資の実現性を検討した。

個別排水処理施設事業については、法定耐用年数と目標耐用年数に基づき、期間中の事業費を試算し、投資の実現性を検討した。

(2) 財政計画

公共下水道事業、個別排水処理施設事業ともに、収益的収支、資本的収支に分けて試算を行った。

このうち、収益的収支については、両事業とも、期間を通じて損失が生じることは無いものと見込まれた。

しかし、資本的収支については、公共下水道事業及び個別排水処理施設事業で、ともに計画期間中に補填財源の不足が生じる見込みであり、令和14年度までの累積不足額は、公共下水道事業で、6.64億円、個別排水処理施設事業で、0.07億円に上る見込みであるため、今後、対策を講じる必要がある。

4 効率化・経営健全化の取組方針について

(1) 使用料の改定について

平成28年度より、経営戦略の見直しに併せて、一定のルールに基づき、4年毎に使用料の改定作業を行うこととした。

初回となる平成28年度は、平成30～令和3年度を対象に、使用料改定の必要性を検証したところ、令和3年度に補填財源の不足が生じ、さらに次年度以降も不足額は拡大すると見込まれたことから、平成30年1月1日より使用料を改定するという結論に至った。

本改定期では、令和4～7年度を対象に、使用料改定の必要性を検証したが、純損益、補填財源残高ともに、対象期間はプラスが見込まれることから、本改定期においては、使用料改定の必要性は低いものとする。

(2) 雨水管渠整備計画の見直し及び更新について

雨水管渠の整備は、污水管渠の改築更新とともに、近年では投資事業の中心となり、その投資規模は将来の経営に大きな影響を与える。

このため、市では、下水道事業の経営や市の財政運営の安定性を堅持しつつ、雨水管渠の整備を進めるため、平成28年度に「雨水管渠整備計画」を策定したが、経営戦略の見直しと合わせて、本計画についても見直しを行った。

引き続き、本計画に基づき、経営の安定に配慮しながら、雨水管渠の整備を着実に進めていくこととなる。

(3) 汚水処理原価の低減について

本市公共下水道事業の汚水処理原価は、近年では改善傾向で推移しているが、今後、人口減少を背景に有収水量の縮小が見込まれることなどを考慮すると、原価低減に向けた更なる対策を講じる必要がある。

このため、汚水処理原価増嵩の原因分析、低減方策の検討を行い、引き続き具体的な対策に繋げるべく取組を進めることとした。

(4) 使用料未納者対策について

公法上の債権である公共下水道使用料は、地方自治法に基づく滞納処分が可能であるが、現在は水道料金とともに市水道事業で徴収活動を行っているため、財産の調査や差押え等の滞納処分は行っていない。

このため、一部の公共下水道使用料債権について、市税等とともに滞納処分の対象とする仕組みを構築することを目指し、引き続き検討を進めることとした。